

<p>○ 監査の結果に基づき講じた措置の状況の公表</p> <p>【監査公表】</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>監査事務局</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課（室）</p>	

◎岡山県監査公表第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

平成二十六年七月八日

岡山県監査委員 西 岡 聖 貴
 岡山県監査委員 神 宝 謙 一
 岡山県監査委員 興 田 統 充
 岡山県監査委員 佐 藤 由美子

1 監査の結果

監 査 対 象 機 関	監 査 実 施 年 月 日	監 査 結 果 公 表 年 月 日
公益財団法人岡山県私学振興財団	平成26年1月15日	平成26年3月25日
<p>監査の結果（指摘事項）</p> <p>奨学金の未償還金が、平成24年度末現在121,905,198円となっており、年々増加している。未償還金の回収に一層努めるとともに、新たな未償還金の発生防止に努めること。</p> <p>措置の状況</p> <p>滞納額が年々増加する中、今後とも、学校からの督促、当財団による特定郵便及び内容証明郵便による督促（訪問督促を含む。）を強化するとともに、法的措置である裁判所への支払督促の申立等を積極的にを行い、新たな未償還金の発生防止及び償還金の回収に努める。</p> <p>なお、平成25年度から、当財団では延滞債権の回収が困難なケースについて、債権回収会社に当該債権の回収を業務委託し、当該債権のなお一層の回収を図っているが、今後も引き続き業務委託を行うこととしている。</p>		
公益財団法人岡山県育英会	平成25年12月17日	平成26年3月25日
<p>監査の結果（指摘事項）</p> <p>奨学金の未償還金が、平成24年度末現在122,313,615円となっており、年々増加している。未償還金の回収に一層努めるとともに、新たな未償還金の発生防止に努めること。</p>		

措置の状況

文書・電話・訪問による督促を本人や連帯保証人へ引き続き繰り返し行い、未償還金の解消に努める。

新たな未償還金の発生防止のため、貸与段階から返還意識を高めるとともに、状況に応じて分納を推奨する等の返還しやすい対応を行う。長期滞納者に対しては、法的措置を行い、一層の回収強化を図る。